

川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別養護老人ホーム等の整備を促進するため、社会福祉法人(新たに社会福祉法人を設立する者を含む。以下同じ。)が川越市内において、特別養護老人ホーム等の施設整備を行う際に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和43年条例第10号。以下「助成条例」という。)、社会福祉法人に対する助成の手続を定める規則(昭和54年規則第28号。以下「助成規則」という。)及び川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人をいう。

2 この要綱において、「特別養護老人ホーム等」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び創設整備に係る特別養護老人ホームに併設する同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。

3 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増床	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、次に掲げる工事で補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすること。

	<p>ア 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>イ 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</p> <p>ウ ア及びイ以外の大規模な修繕で特に必要と認める工事</p>
--	---

- 4 この要綱において、「設備整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
初度設備整備	施設の創設に伴って必要となる初度設備を整備すること。

- 5 この要綱において、「工事検査」とは、川越市社会福祉施設整備工事検査実施要綱に規定する検査をいう。

(補助事業及び対象経費)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、特別養護老人ホーム等の整備とし、補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模修繕について、補助の対象となる施設が既に大規模修繕に係る他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年以上経過していないときは、補助の対象としない。
- 3 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。
- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の取得（建物の新築に比べ相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舍の整備に要する費用

(4) その他必要と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 前条の補助事業に対する補助金の交付額は、次に掲げる方法により算定する。この場合において、当該額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 施設整備（創設及び増床）にあつては、総事業費から寄附金その他の収入（対象経費に係るものに限る。）を控除した額と、別表①対象経費の欄の実支出額とを比較していずれか少ない額を選定し、当該選定した額と別表①施設種別の欄及び整備区分の欄ごとの基準額の欄の額に当該施設の定員数を乗じて得た額の合計額とを比較していずれか少ない額を上限として算定する。

(2) 施設整備（大規模修繕）にあつては、総事業費から寄附金その他の収入（対象経費に係るものに限る。）を控除した額と、別表①対象経費の欄の実支出額とを比較していずれか少ない額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と別表①の基準額の欄の額に当該施設の定員数を乗じて得た額の合計額とを比較していずれか少ない額を上限として算定する。

(3) 設備整備にあつては、総事業費から寄附金その他の収入（対象経費に係るものに限る。）を控除した額と、別表②対象経費の欄の実支出額とを比較していずれか少ない額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と別表②施設種別の欄及び整備区分の欄の基準額の欄の額とを比較していずれか少ない額を上限として算定する。

(申請の手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、助成規則第2条に規定する申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとし、申請書正本に副本1部を添えて市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書には、市長が別に定める関係書類を添付しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、助成規則第3条に基づき、交付についての可否の決定を行い、交付を決定した場合には、助成規則第5条第1項に規定する助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微と認めるものは除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合（補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとする場合を含む。）には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合（仕

入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第1号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。

なお、この補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (8) 補助事業に係る建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 社会福祉法人が事業を行うために締結する契約は、「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負契約等手続基準」によらなければならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等(共同募金会に対する指定寄付金を除く。)の資金提供を受けてはならない。
- (12) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければ

ならない。

(13) 補助事業者が(1)から(12)までに定める条件のいずれかに違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

(変更等申請手続)

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後、事情により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第5条に定める申請手続に従って行わなければならない。

(交付決定までの標準的期間)

第9条 市長は、第5条による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定又は変更交付の決定を行うものとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

(着工報告等)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事を着工したときは、着工した日から5日以内に工事着工報告書(様式第2号)を、また、工事の進捗状況については、毎月末日現在の工事進捗状況報告書(様式第3号)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成規則第7条に規定する実績報告書(様式第3号)の提出期限は、事業が完了した日から起算して25日以内(補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して25日以内)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までとし、実績報告書正本に副本1部を添えて市長に提出しなければならない。

なお、補助事業が翌年度にわたる場合には、この補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに、実績報告書正本に副本1部を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、市長が別に定める関係書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、助成規則第8条及び補助金規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類の内容を審査するほか、工事検査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、助成規則第8条に規定する確定通知書(様式第4号)により、翌年度の5月31日までに補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還することを命じる。

(工事検査への協力)

第15条 補助事業者は、補助金の執行の適正に期し、補助事業の円滑な推進を図るため、工事検査する職員が、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問若しくは必要な指示をすることに協力しなければならない。

(その他)

第16条 特別の事情により、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条及び第12条に定める算定方法、手続及び条件によることができない場合には、あらかじめ、市長の承認を受けてその定める方法によるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の川越市高齢者福祉施設等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 川越市高齢者福祉施設等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。(平成28年5月9日市長決裁)

附 則

この要綱は、決裁の日(平成31年3月4日)から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

①施設整備費補助基準額

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	定員 1 人あたり 3,000,000 円	施設整備に必要な工事費又は工事請負費（冷暖房設備工事費、浄化槽設備工事費、昇降機設備工事費、スプリンクラー設備工事費を含み、この要綱の第 3 条第 2 項に掲げる費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接に必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費及び設計管理委託料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）
	増床	定員 1 人あたり 2,360,000 円	
	大規模修繕	定員 1 人あたり 1,090,000 円	
特別養護老人ホームの創設整備に伴い併設する老人短期入所施設	創設	定員 1 人あたり 430,000 円	

②設備整備費補助基準額

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	1 施設あたり 25,000,000 円	設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費ただし、単価が 20 万円以上の備品であり、当該事業費の額が 500 万円以上のものに限る。 また、備品購入に係る諸経費（パソコン搬入費・導入費）は補助対象外とする。

様式第1号（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

（提出先）
川越市長

所在地
名称
代表者名 国

標記について、次のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 確定額（精算額）
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（市費補助金等返還相当額）
金 円

（添付書類）
3の積算内訳等

様式第2号（第11条関係）

特別養護老人ホーム等施設整備費等市費補助金による施設の工事着工報告書

年 月 日提出

施設の種類			施設の名称			設置主体																																												
建物の構造 及び面積	構造	造	工事費合計	円	直営・請負の別																																													
	建築面積	m ²			契約年月日																																													
	延べ面積	m ²			着工年月日																																													
					完成予定年月日																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出来高</td> <td>金額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>%</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>															年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	出来高	金額												%											
		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																						
出来高	金額																																																	
	%																																																	

様式第3号（第11条関係）

特別養護老人ホーム等施設整備費等市費補助金による施設の工事進捗状況報告書

年 月 日現在

施設の種類			施設の名称			設置主体																																												
市費補助金額	12月末日の出来高	3月末日までの出来高	繰越見込高	繰越見込み額	備考																																													
A 円	B 円	C %	D (100-C) %	E (A×D) 円																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出来高</td> <td>金額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>%</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>															年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	出来高	金額												%											
		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																						
出来高	金額																																																	
	%																																																	

※ 出来高は、各月末日の数値を記載してください。